

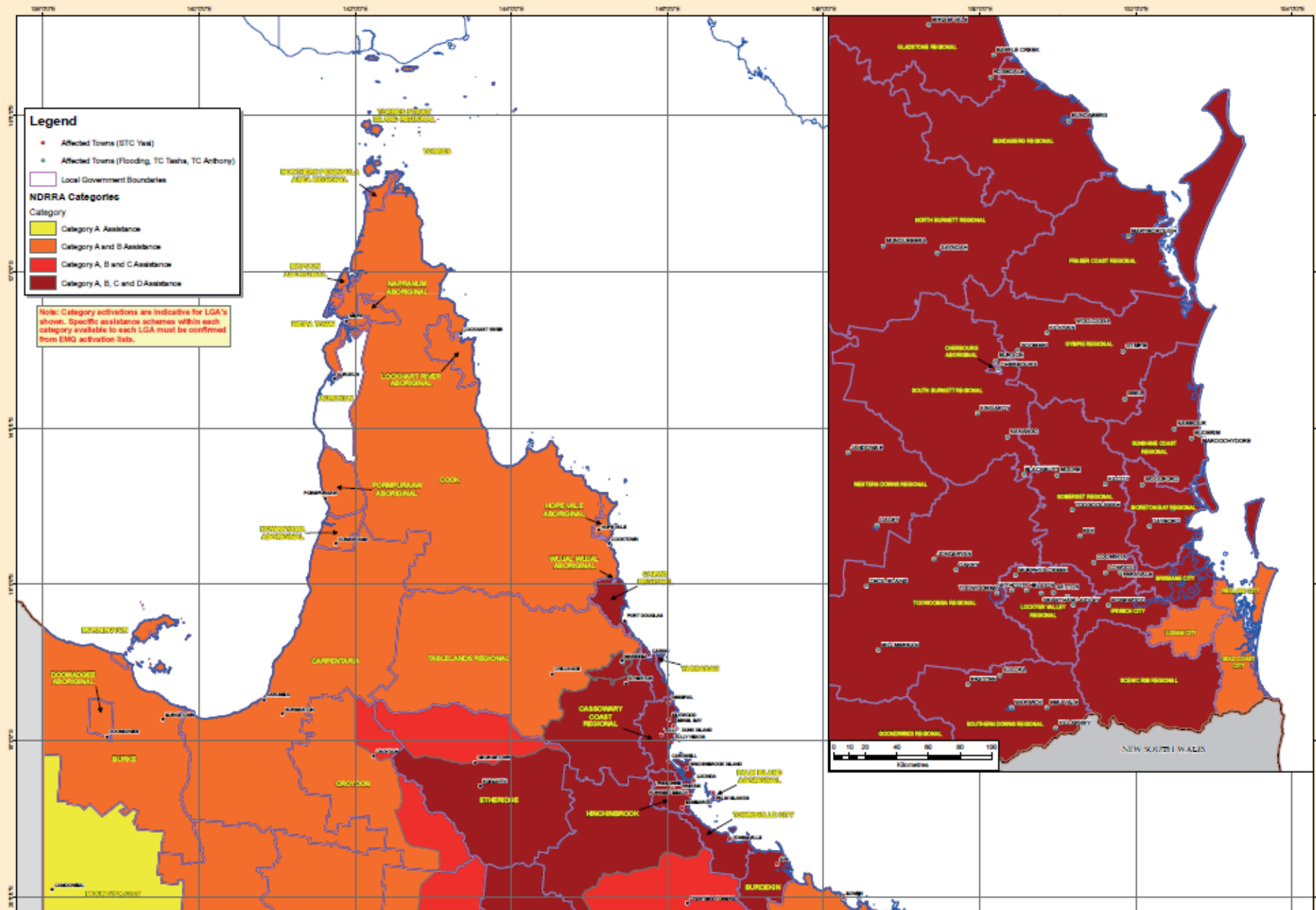
2010年11月から2011年2月にかけて、東北オーストラリアは100年ぶりといわれる大規模な災害に襲われた。クィーンズランド州中央部と東南部を襲った大洪水とオーストラリア気象史上最大:カテゴリー5の熱帯サイクロンによる壊滅的被害により、クィーンズランド州の99%が被災地域と認定された。

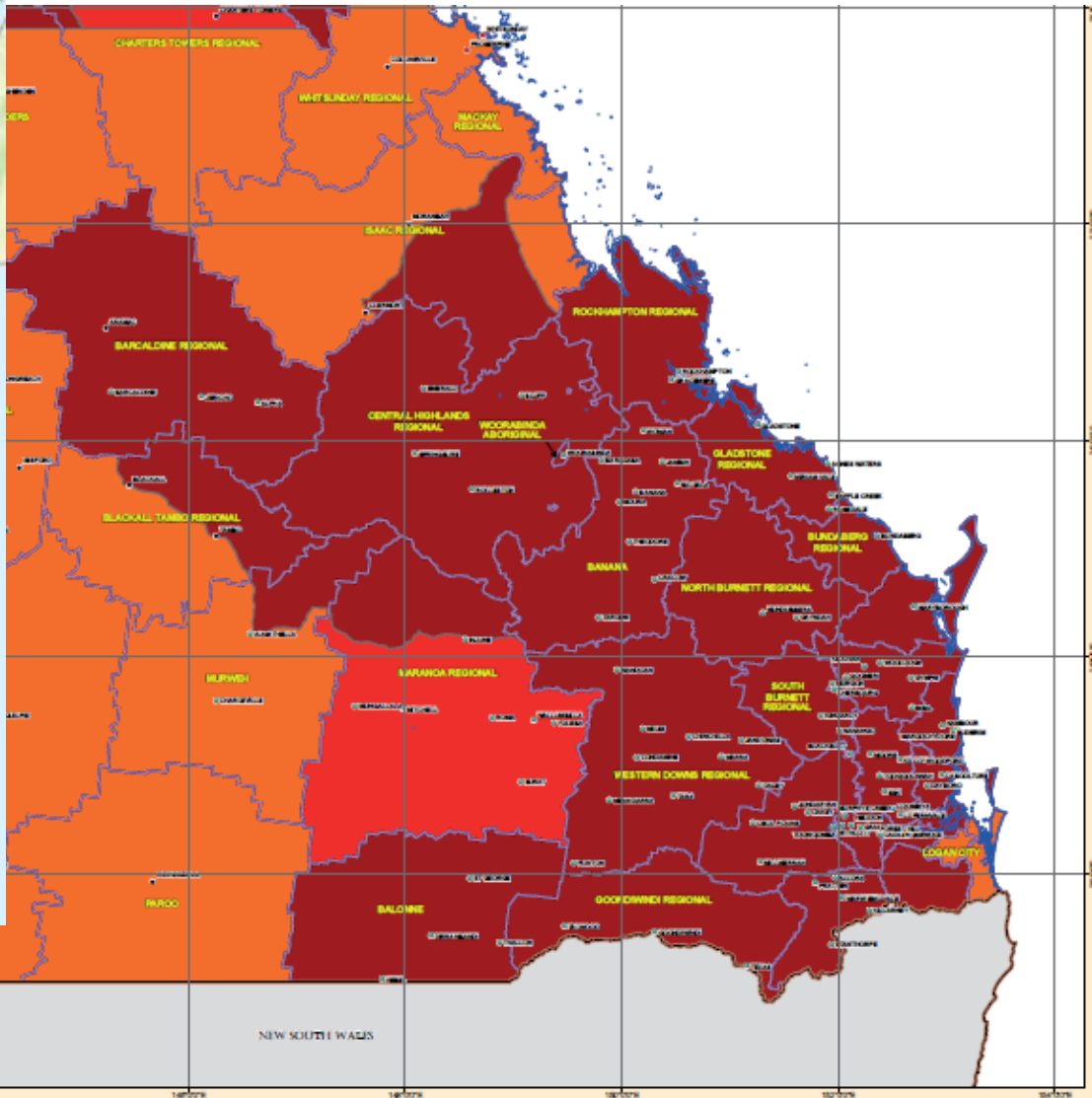
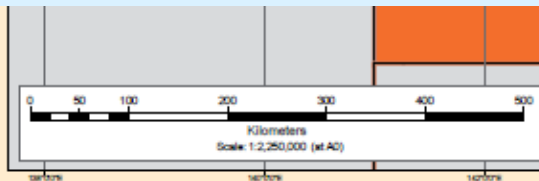
クィーンズランド州政府は被災後1か月を経る前にクィーンズランド復興庁を設立した。復興は順調に進み、現在の進捗率は60%を超える。

一方、マグニチュード9の大地震と大規模な津波を伴った東日本大震災は、ほぼ同時期の3月11日東日本を襲った。日本政府、国会の非常に長い議論を経て、本格的復興予算(第3次補正予算)が成立したのは被災から半年以上経った、2011年10月7日である。また、極めて小規模な復興庁が設立されたのは、ほぼ1年後の2012年2月10日である。

それから1年

**Figure 3: Queensland Natural Disaster Relief and Recovery Arrangements (NDRRA) activations**  
November 2010 to March 2011.





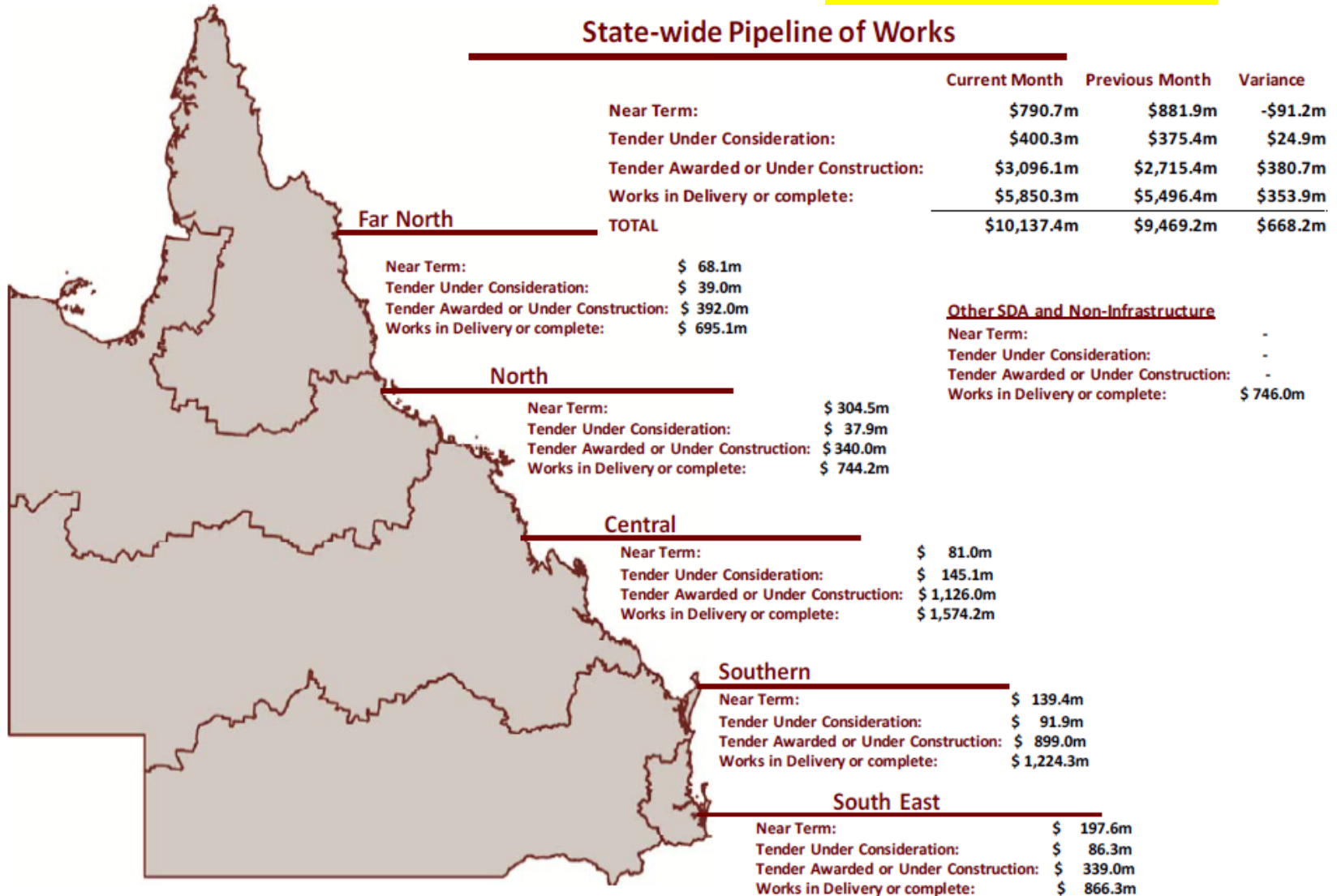
Source: Emergency Management Queensland 2011

The State-wide reconciliation indicates that:

- \$5.9 billion of works is in 'Works in Delivery or complete';
- \$3.09 billion of works is in 'Tender Awarded or Under Construction';
- \$0.40 billion of works is in 'Tender Under Consideration'; and
- \$790.7 million of 'Near Term' works.

完了: 57.7%  
 工事中: 30.6%  
 承認済み: 3.9%  
 審査中: 7.8%

### State-wide Pipeline of Works



(Source: the Authority: 2 November 2012 & DTMR 30 September 2012)

# 2-1 避難者・仮設住宅の状況

- 避難者数は約32万1千人、うち避難所にいる者は159人。避難者のほぼ全てが住宅等に移転済。
- 仮設住宅は約5万3千戸を完成。

## (1) 避難者等の減少

	発災3日目(*1) (平成23年3月14日)	現時点(平成24年12月6日)(*2)		
		全体	避難所にいる者	住宅等にいる者
避難者等の数	約47万人	321,433人	159人	305,048人

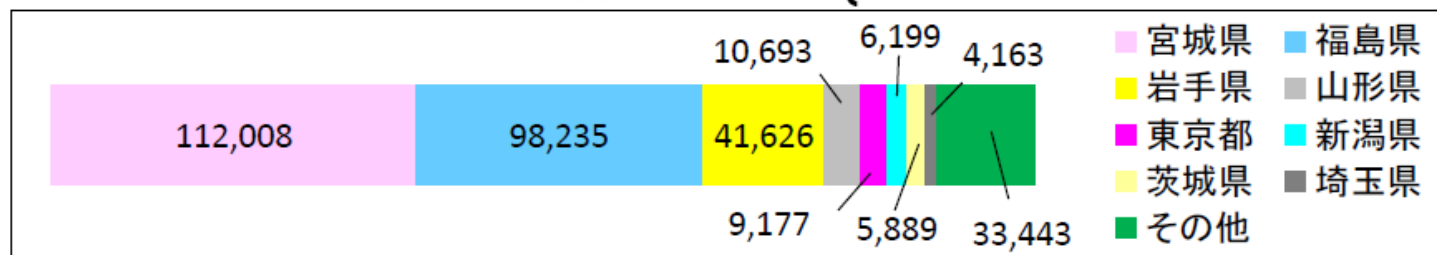
\*1 緊急災害対策本部資料 青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。  
 \*2 復興庁調べ 全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、その他(親族・知人宅等)、住宅等(公営・仮設・民間・病院含む)にいる者の合計。

## (2) 仮設住宅等の入居状況

	入居者数(*3)	入居戸数(*3)	備考
公営住宅等	30,171人	10,824戸	全国計
民間住宅	157,138人	61,442戸	全国計
仮設住宅	112,753人	48,447戸	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県

\*3 厚生労働省調べ(12月10日現在)

## (3) 避難者等の数 (避難先の都道府県別) [ 避難先:47都道府県 約1,200市区町村 ]



[ 復興庁調べ  
12月6日現在 ] 7

【県外への避難等】 岩手県から約 1,700人、宮城県から約 8,100人、福島県から約58,000人

## 2-5 災害廃棄物（がれき）処理の状況と課題

- 平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることが目標。
- 被災地において最大限処理を進める一方で、処理が間に合わない分については、広域処理を活用。
- 災害廃棄物処理のより具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定した工程表を作成。

### (1) 災害廃棄物処理の現状(岩手県、宮城県、福島県の沿岸37市町村)

【10月末現在】	推計量(A)	撤去済み量(B)	撤去率(B/A)	処理・処分量(C)	処理・処分割合(C/A)
災害廃棄物	1,802万t	1,516万t	84%	538万t	30%
津波堆積物	956万t	555万t	58%	107万t	11%

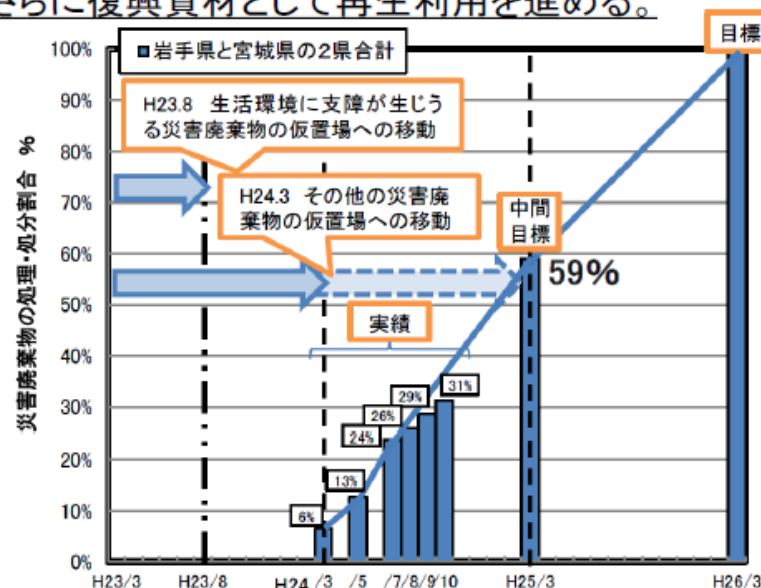
被災地において最大限処理を進めるため、仮設焼却炉を設置し、さらに復興資材として再生利用を進める。

#### ○被災地における仮設焼却炉の設置計画

- ・岩手県 2基(合計の処理能力 195トン/日)
  - ・宮城県 29基(合計の処理能力 4,495トン/日)
  - ・福島県※ 3基(合計の処理能力 570トン/日)
- ※国が代行処理要請を受けて既に建設中の2市町分のみ



(仙台市設置仮設焼却炉)



### (2) 広域処理の状況

#### ○広域処理必要量(10月末現在)

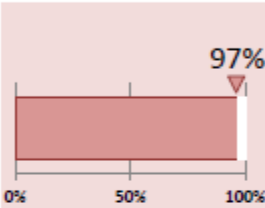
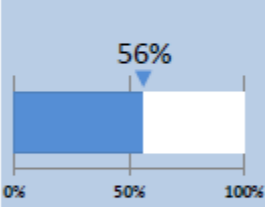
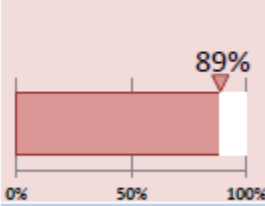
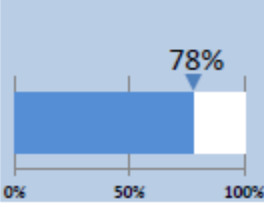
- ・岩手県： 44万トン(うち 31万トンが要調整)
- ・宮城県： 91万トン(うち 54万トンが " )

### (3) 取組の現状

- ・災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を5回開催。  
8月7日(第4回)に平成25年3月末時点の中間目標を含む「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を公表。
- ・岩手県・宮城県では、「平成24年度内に全ての処理先の確保の調整を終えること」を目標に設定(10月19日(第5回))
- ・福島県の処理は、国の代行による焼却灰等の処分先の確保、仮設焼却炉等の設置に必要な用地の確保が課題。11

## 2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況③

### ○ 交通関係 (被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況)

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
<b>完了</b> <b>交通網</b> (直轄国道) (本復旧が完了した 道路開通延長の割合) ※H24.7末時点	97% 	下のうち本復旧完了等の 開通延長 1126.6km 岩手、宮城、福島県内の 国道4号、6号、45号の総 開通延長 1,161 km
<b>着工</b> <b>交通網</b> (復興道路・復興支援道路) (工事に着手した復興 道路・復興支援道路 の割合) ※H24.11.14時点	56% 	工事着手済延長※ 309km 計画済延長(事業中+供用 済) 553 km ※工事着手したIC間延長
<b>完了</b> <b>交通網(鉄道)</b> (運行を再開した 鉄道路線延長の割合) ※H24.7末時点	89% 	下のうち鉄道運行を再開した 路線の延長 2,046.6 km 岩手、宮城、福島県内の旅 客鉄道のうち被災した路線の 総延長 2,309.8 km
<b>着工</b> <b>交通網(港湾)</b> (本格復旧に着手した 産業・物流上、特に重 要な港湾施設の割合) ※H24.8末時点	78% 	下のうち本格復旧工事に 着手した箇所数 79 箇所 被災した港湾のうち、平成 24年度内に本格復旧工事 が完了する産業・物流上、 特に重要な港湾施設の箇 所数 101 箇所

#### 鉄道の状況

##### 三陸鉄道 ▶

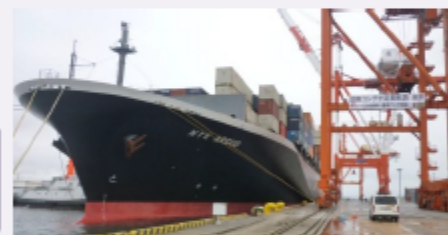
北リアス線  
(田野畑～陸中野田間):  
H24.4.1 運行再開



#### 港湾の状況

##### 仙台塩釜港 ▶

約10箇月ぶりに寄港した  
NYK ARGUS  
(エスワイケーアガス)  
【平成24年1月22日撮影】



##### ▼ 石巻港

平成23年3月24日  
岸壁及び荷捌地の被災状況



平成23年11月27日  
大型石炭船入港



## 2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況④

○ 公営住宅・まちづくり関係(被災者が安心して生活するために必要な住宅、医療・学校施設等の復旧・復興状況)

項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 (指標名)	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
<b>着工</b> <b>復興住宅</b> (災害公営住宅の整備に着手した割合) ※H24.11末時点	27%	災害公営住宅の整備に着手した戸数(用地確保が完了した時点) 5,651戸 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 約21,000戸 ※全体計画未定のため福島県分はいずれも除外	<b>着工</b> <b>復興まちづくり</b> (被災した造成宅地) (宅地造成の工事に着手した地区数) ※H24.8末時点	3%	工事に着手した地区数 7地区 復興交付金の配分可能額通知を受けた地区数 253地区
<b>着工</b> <b>復興まちづくり</b> (防災集団移転※) (国土交通大臣の同意を得た地区の割合) ※H24.11末時点	82%	集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 188地区 計画策定費配分地区数(復興交付金の調査地区数) 229地区	<b>完了</b> <b>復興まちづくり</b> (医療施設等) (入院の受入制限等から回復した病院の割合) ※H24.5末時点	90%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 165箇所 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184箇所 (応急仮設校舎や簡易トイレにより、全ての学校で教育活動は再開済み)
<b>着工</b> <b>復興まちづくり</b> (土地区画整理) (都市計画決定された地区の割合) ※H24.11末時点	60%	都市計画決定された数 34地区 復興交付金の調査地区数 57地区	<b>完了</b> <b>復興まちづくり</b> (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合) ※H24.8末時点	77%	下のうち復旧が完了した学校数 1,801校 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,325校
<b>着工</b> <b>復興まちづくり</b> (漁業集落防災強化) (漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合) ※H24.11末時点	39%	事業地区数(復興交付金の事業費措置地区数) 41地区 事業実施予定地区数 104地区	<b>復興住宅の状況</b> 相馬市井戸端長屋 ▶ (工事期間:平成24年2月～平成24年8月 構造階数:木造平屋建 戸数:12戸)		





注) 防災集団移転促進事業については、地区数を調査費措置地区数ベースで数えていたが、複数の調査費措置地区が一つの事業費措置地区となる場合があること等から、第4回交付金より、地区の数え方を事業費措置地区数ベースに変更。



## 2-7 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況⑤

### ○ 農林水産業関係(被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況)

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 農地 〔津波被災農地面積に対する営農再開可能面積の割合〕 ※H24.9末時点	38%	営農再開が可能な農地面積 8,190 ha 青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉県の津波被害を受けた農地面積 21,480 ha※ ※旧警戒区域等を含む	完了 養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕 ※H24.9末時点	77%	養殖業再開に目途が立った施設数(岩手・宮城) 51,540 施設 養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 67,121 施設
完了 漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港の割合〕 ※H24.10末時点	35%	陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港数 111 漁港 被災した漁港数 319 漁港※ ※警戒区域等を含む	完了 定置網 〔大型定置網の復旧の割合〕 ※H24.10末時点	79%	大型定置網の復旧数 112ヶ統 大型定置網の操業再開希望数 142ヶ統
完了 漁場(養殖) 〔がれき撤去が完了した養殖漁場の割合〕 ※H24.11末時点	89%	がれき撤去が完了した箇所数 958 箇所 養殖漁場の箇所数 1,074 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む	漁港の状況 〔平成24年5月 八戸市〕 ▼ 陸揚げ岸壁の復旧	漁場の状況 〔平成23年3月 気仙沼市〕 ▼ がれき撤去	
完了 漁場(定置) 〔がれき撤去が完了した定置漁場の割合〕 ※H24.11末時点	96%	がれき撤去が完了した箇所数 972 箇所 定置漁場の箇所数 1,008 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む			



南三陸町 (2012年5月)



石巻市(2012年7月)

# 東日本大震災と道州制を考える

なぜ、こんなことになっているのか？

日本とオーストラリアの違い

組織の違い(州と県の違い)・復興庁の組織と権限の違い・市町村支援の制度の違い・縦割り調整の違い・事業継承体制の違い・テンプレートの存在

**根本原因は統治機構の相違であると考えた**

本日の講演内容:

1. クイーンズランドの復興を学ぶ
2. 道州制を考える

東北工業大学

教授: 稲村 肇

# オーストラリア

立憲君主制・連邦制

面積: 769万km<sup>2</sup>

人口: 2130万人



初の女性オーストラリア首相  
Julia Gillard (ジュリア・ギラード)

州・特別地域	地方自治体数	
ニューサウスウェールズ州	151	人口: 725万人
ビクトリア州	78	人口: 521万人
クイーンズランド州	124	人口: 420万人
西オーストラリア州	141	人口: 206万人
南オーストラリア州	68	人口: 163万人
タスマニア州	29	人口: 50万人
ノーザンテリトリー	65	人口: 21万人



Barry Robert  
O'FARRELL

# クイーンズランド州

Local government area	2000	2005	2010
Aurukun (S)	1,028	1,133	1,216
Balonne (S)	5,429	5,032	4,847
Banana (S)	15,629	15,385	15,595
Barcaldine (R)	3,573	3,465	3,406
Barcoo (S)	468	393	346
Blackall-Tambo (R)	2,442	2,193	2,086
Boulia (S)	569	470	469
<b>Brisbane (C)</b>	<b>878,709</b>	<b>973,931</b>	<b>1,067,279</b>
Bulloo (S)	469	409	377
Bundaberg (R)	78,100	85,522	96,936
Burdekin (S)	18,517	18,091	18,531
Burke (S)	461	523	554
<b>Cairns (R)</b>	<b>127,281</b>	<b>141,993</b>	<b>168,251</b>
Carpentaria (S)	2,240	2,150	2,149
Cassowary Coast (R)	29,922	30,145	31,291
Central Highlands (R)	25,108	27,505	31,078
Charters Towers (R)	12,247	12,156	12,837
Cherbourg (S)	1,190	1,222	1,260
Cloncurry (S)	3,702	3,441	3,384

S = Shire    C = City  
 T = Town  
 R = Regional Council

# 州政府

## 1. Department of Communities

2. Department of Community Safety

3. Department of Education and Training

## 4. Department of Employment, Economic Development and Innovation

## 5. Department of Environment and Resource Management

6. Department of Justice and Attorney General

## 7. Department of Local Government and Planning

## 8. Department of the Premier and Cabinet

## 9. Department of Public Works

## 10. Department of Transport and Main Roads

11. Queensland Health

12. Queensland Police Service

13. Queensland Treasury



[Campbell Newman](#)

# 災害規模

November 2010 – March 2011:

- 死者37名、行方不明3名
- 72地方政府が災害復旧の対象
- 59河川が氾濫
- 19,000kmの州道路、地方道路が被害
- 29%の鉄道が被害
- 470,000の家庭や事務所が停電
- 熱帯サイクロン、ヤシ (Yasi) はカテゴリー5のクインズランドを襲った最大の台風
- 被害総額は700億円以上 (\$800 million)



# The Queensland Reconstruction Authority

復興庁は2011年2月21日の設置された。  
(カテゴリー5の熱帯サイクロン:Yasiが上陸したのは2月3日である)

復興庁の権限は以下の法によって与えられている。  
*under State Development and Public Works Organisation Act 1971  
and Sustainable Planning Act 2009*

この権限は法制上のものではなく例外的なものである。しかも復興を進めるための基本的な事項に限定され、復興計画は基本的に地方政府の責任下にある。

復興庁は理事会の監督下にある。  
理事会のメンバーは  
ミック・スレーター長官(議長)以下7名の州代表、  
連邦政府代表、地方政府(市町村)代表からなる。



Major General Richard (Dick) Wilson

# 復興計画の構造

州計画： The State Plan 6系統の復興戦略

1. 人間および社会
2. 経済復興
3. 環境復旧
4. 建築物の復旧
5. 道路、交通・運輸
6. コミュニティーと通信復旧

地方復興計画の指針： The Local Plan

特徴：強制でないことを強調

the Local Plan template is not compulsory but is encouraged.

地方の復興計画の参考であり補助であることを強調

The Local Plan provides a guide to assist local governments to develop and implement their local recovery plan.

しかし、非常に詳しく指導している。

# 復興原則

1. 人間(人命)第一
2. 社会、経済、環境の力強い回復のもとにコミュニティーを再構築する
3. **クイーンズランド州と連邦政府の復興予算の適切な執行を行う。**
4. 環境持続可能性に配慮しつつ、**経済成長、経済開発、復興の優先順位**を決める。
5. 当庁は**資源の利用と復興を最適化**する。
6. 当庁は政策立案は行わないが、クイーンズランドの**復興の実行を先導**する。
7. 6つの復興分科会が復興費用を当庁に報告する。
8. 政策決定の基準はコミュニティーの復活、再結合、再構成である。
9. 全ての情報は公開する
10. 当庁はNatural Disaster Relief and Recovery Arrangements (NDRRA) への要請を取りまとめる。

## 1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

今回の災害の原因や被害を検証し、空間的な暮らし方や歴史的観点を踏まえたハード・ソフト両面の対策を講じることにより、同等の災害が起こっても人命が失われることのない、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指します。

## 2 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興

未曾有の大災害で犠牲になった方々への追悼の思いと、宮城・東北・日本の絆を胸に、県民一人ひとりが復興への役割を自覚し主体となるとともに、国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を図ります。

## 3 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」

被災地の「復旧」にとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、最適な基盤づくりを図ります。

## 4 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり

災害からの復興を図っていく中で、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど、現代社会や地域を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりを目指します。

## 5 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

震災から10年後（平成32年度）には、新たな制度設計や思い切った手法を取り入れた復興を成し遂げることにより、壊滅的な被害からの復興モデルを構築します。

# クイーンズランド州 State

# 連邦政府 Federal

## Queensland Reconstruction Authority (the Authority)

**The Authority board members:**  
Major General Mick Slater (Chair)  
and board members: Kathy Hirschfeld,  
Jim McKnulty, Steve Golding, Brian Guthrie,  
Brad Orgill, Glenys Beauchamp

**Chief Executive Officer:** Graeme Newton

**National Disaster Recovery Taskforce**  
Chair – Deputy Secretary, Department  
of Regional Australia, Regional Development  
and Local Government

**Australian Government  
Reconstruction Inspectorate**  
John Fahey, Martin Albrecht,  
Matt Sheerin, David Tune

## 市町村

### Local Government

Local Recovery Committees

Local Government Authorities

Queensland Treasury  
• Graeme Newton, CEO,  
Queensland Reconstruction Authority

**Human and Social Chair** – Linda Apelt, Director-General,  
Department of Communities

**Economic Chair** – Ian Fletcher, Director-General, Department  
of Employment, Economic Development and Innovation

**Environment Chair** – John Bradley, Director-General,  
Department of Environment and Resource Management

**Building Recovery Chair** – Natalie McDonald, Director-General,  
Department of Public Works

**Roads and Transport Chair** – David Stewart, Director-General,  
Department of Transport and Main Roads

**Community Liaison and Communication Chair** –  
Kathy Parton, Director, Communication Services, Department  
of the Premier and Cabinet

#### Key

Direct reporting —————

Coordinate / liaise - - - - -

復興庁と州政府の各省が中心となっている

# 關係省庁

**Human and Social** Chair – Linda Apelt, Director-General

Department of Communities

經濟産業省  
厚生労働省

**Economic** Chair – Ian Fletcher, Director-General, Department  
of Employment, Economic Development and Innovation

**Environment** Chair – John Bradley, Director-General

Department of Environment and Resource Management

環境省

**Building Recovery** Chair – Natalie McDonald, Director-General,

Department of Public Works

国土交通省

**Roads and Transport** Chair – David Stewart, Director-General,

Department of Transport and Main Roads

**Community Liaison and Communication** Chair –

Kathy Parton, Director, Communication Services, Department

of the Premier and Cabinet

内閣官房

# 復興資金

総額は5000億円程度

- 大きなプロジェクトに関しては連邦政府75%支払う(財源: the Natural Disaster Relief and Recovery Arrangements (NDRRA)).
- 小さなプロジェクトおよび大きなプロジェクトの25%は州政府の負担
- **その他、企業や個人、外国などからの寄付金がある.**

# Natural Disaster Relief and Recovery Arrangements (NDRRA) (連邦政府補正予算)

連邦政府は自然災害復旧予算(NDRRA)を用意し、州政府による災害復旧活動を支援する。

自然災害復旧予算はNDRRA法の2007年規定による。司法長官は連邦政府に代わって予算を執行する。詳細な情報は [NDRRA Guidelines](#) に記されている。

## (歳出3条件)

- 定義される自然災害が起こった場合
- 州・領土の災害復旧費が \$240,000 (2400万円) を超えた場合
- 州が司法長官官房に届け出た場合

復興庁は州政府、連邦政府、地方自治体、企業、その他利害関係者と連携し、クイーンズランド復興の計画作りと優先順位付けを行う。

被害総額は5000億円程度:

- 大きなプロジェクトに関しては連邦政府75%支払う。
- 小さなプロジェクトおよび大きなプロジェクトの25%は州政府の負担
- その他、企業や個人、外国などからの寄付金がある。



A stronger, more resilient  
Queensland and Queenslanders

Human and Social

Economic

Environment

Building Recovery

Roads and Transport

Community Liaison  
and Communication

州計画

State Community, Economic and  
Environmental Recovery and Reconstruction

各省庁間で調整が行われ、州復興計画に盛り込まれる

Human and Social

Economic

Environment

Building Recovery

Roads and Transport

Community Liaison  
and Communication

6分野別実行計画

Functional Community, Economic and  
Environmental Recovery and Reconstruction

地方計画が6分野に仕分けられる

市町村計画

Local Community, Economic and  
Environmental Recovery and Reconstruction

## 分野横断的調整 : Cross-cutting planning

復興庁は復興事業の多くが企業間や環境面、社会面で相互関係を持ちそれが災害によって相反する影響を与えることを認識している。

そのような相反効果を軽減するため、分野別実行計画や地方計画の調整のために経済発展雇用省が主導して問題解決に当たる。the Authority and the Department of Employment, Economic Development and Innovation (DEEDI) 復興庁と DEEDI が共同議長を務める復興調整グループを立ち上げそこに関係者が入る。

**A guide to Local** Community, Economic and Environmental Recovery and Reconstruction Planning: **The Local Plan**

**復興庁は地方計画の実用的指針をつくり基礎自治体を指導した**

**行政指導の言い訳:** 被災した地域にあってもいくつかの市町村はすでに彼らの復興計画や再建を開始している。他の地域も復興を始めようとしているが、それでも復興の援助を必要としている地域が少なくない。いくつかの自治体は自然災害に対する対応に経験を持っているが、このような復興の経験を持たない自治体もある。クイーンズランド復興庁は地方計画策定のためのガイドを作成した。ガイドは復興計画や復興過程を通して地域の活動を助ける実用的な道具立てとなると考える。

## 地方自治体・計画省（総務省）と内閣官房の役割

Department of Local Government and Planning and Office of the Coordinator General

地方自治体・計画省と州内閣官房はクイーンズランド州の復興において重要な役割を持っている。また6つの再建小委員会のプロジェクトに影響を与えます。どちらも、インフラ、土地利用計画、建物及び地方政府の問題の調整と統合を通じて復興庁を支援します。

**地方自治体・計画省はまた、地方復興計画を準備し、実施する自治体をサポートします。**

クイーンズランド州の地域化戦略(QRS)とクイーンズランド州のインフラ計画(QIP)の両方は、政府の復興目標に基づき、地域開発とインフラのプログラミングと優先順位付けの長期的な戦略的方向の設定を可能にします。



主要な計画は5カ月で終了している

完全復旧には3年間

A stronger, more resilient Queensland

Queensland Reconstruction Authority

6分野

- Human and Social
- Economic
- Environment
- Building Recovery
- Roads and Transport
- Community Liaison and Communication

段階計画

Key strategic milestones:

1. Queensland Reconstruction Authority established
2. Reconstruction funding secured
3. Community liaison and communication plan for reconstruction implemented
4. State Community, Economic and Environmental Plan (the State Plan) released
5. Critical infrastructure and services re-opened
6. Implementation and local plans, and cross-cutting measures
7. 'Jobs and Skills' package produced to support recovery
8. Tourism visitation numbers to Queensland restored
9. Government reporting requirements met

1. 復興庁成立

4. 州計画発表

6. 実行計画、地方計画、横断計画のスタート

10. Key industry sector, particularly mining and agriculture, production achieves optimum capacity
11. Key social services operating at optimum capacity
12. Flood resilience of critical infrastructure restored and enhanced
13. Critical transport infrastructure restored and enhanced for flood immunity
14. Ecosystems services restored
15. Additional health and community services delivered
16. Appropriate housing for all displaced households provided
17. Endorsed statewide rebuilding program completed
18. Remaining tasks transitioned to normal government business.

## Local governments:

市町村は復興委員会と6分科会を招集する

***Disaster Management Act*** 災害管理法(2003)第57条に市町村が災害管理計画を作成し、復興庁の届け出る様式が示されている。

Section 57 of the Queensland **2003** details the legislated requirements of local governments to prepare disaster management plans.

### **Community Recovery and Reconstruction Committee :**

(基礎自治体ごとに復興委員会を招集する)

(分野別分科会)

Sub-committees which concentrate on the human and social, economic, environmental and infrastructure aspects of recovery may also be established.

## 第57条 地方政府による災害管理のための計画

(1) 市町村は災害管理のための計画(地方災害管理計画)を立てねばならない。

(2) 計画は次にあげる事項を含まねばならない:

- (a) 州にとっての災害管理のための戦略的枠組みと市町村の災害管理政策
- (b) 災害復旧や管理に従事している組織の役割と責任
- (c) 上記組織による災害復旧活動の調整
- (d) 当該地域で発生する災害
- (e) 当該地域の災害管理の戦略と優先順位
- (f) 災害管理指針(ガイドライン)に書かれている事柄は計画の中に含まれる
- (g) 市町村が適切と考える、災害管理に関する他の事項

# Planning process overview (計画の作成方法)

## Stage one – scope the plan

### 第一部 計画の概要

- Local governments conduct a needs assessment and analysis.  
(市町村による事前調査)
- The Authority distributes a Guide to Local Community, Economic and Environmental Recovery and Reconstruction Planning and the Local Plan template to local governments. (復興庁からの提出様式の配布)
- If required, requests for assistance to develop the Local Plan can be forwarded to the **informal planning assistance teams**. (非公式支援)

総務省が手伝うという意味

- Registration of the local government's intent to provide the Authority with a Local Plan, including points of contact, should be submitted to the Authority via [localplans@qldra.org.au](mailto:localplans@qldra.org.au). (提出先メールアドレス)

## Stage two – develop the plan

### 第二部 計画の作成

- Local governments utilize their existing plans and work with communities, stakeholders and the Authority to inform the development of its draft Local Plan.  
(市町村は一次計画案を市民や企業、復興庁と共に作成)
- Local governments implement a community engagement strategy, ensuring maximum opportunity for community members to contribute to the Local Plan.  
(市町村は地域住民に計画の実行への参加を促す)
- Adopted local plans should be forwarded to the Authority by June 2011.  
(期限は4カ月)



## Stage three – implement the plan

- Local governments, in collaboration with stakeholders, implement the plan.  
**市町村が利害関係者と協力して計画を実行する**
- The Authority works with local governments to understand local priorities in the context of wider needs and available resources and facilitates the identification and alignment of resources to proposals identified in the Local Plans.  
**復興庁は広範なニーズと地方計画に盛られた要求に対する利用可能な資源を考慮に入れて、地方の優先順位を理解し、市町村と共に活動する。**

## Stage four – review the plan

- The Local Plan should be reviewed through community engagement, with amended plans forwarded on a regular basis to the Authority to ensure it is aware of any revised needs or priorities.  
**計画は常に見直し、修正を加える。  
最初から修正用の様式がある。**

# ANNEX A – LOCAL PLAN TEMPLATE

## 詳細にわたる地方計画の手引き

The (*insert Local Government name here*) Local Community, Economic and Environmental Recovery and Reconstruction Plan (Local Plan)

<insert date>

*This document may be used as a template to capture your Local Plan including local needs and priorities.*

*The Authority has established an internet site ([www.qldreconstruction.org.au](http://www.qldreconstruction.org.au)) that has an area dedicated to the Local Plan.*

Local Community, Economic and Environmental Recovery and Reconstruction Plan for <Community / Local Government Authorities>  
**章立ても決まっている＝市町村名を入れるだけ**

### 1.1 Contents

The table of contents should be brief and complete, easily accessed, clear and able to be revised as necessary. **簡便で完全に、わかりやすく**

### 1.2 Distribution List (地方計画の配布先の指定)

# 2.1 Introduction

Use this space to introduce this plan, or provide any general comments.

**<書式例 –必要なら書き換えて良い>**

This Local Community, Economic and Environmental Recovery and Reconstruction Plan has been prepared on behalf of the communities of **<市町村:地域名>**, and outlines our needs and priorities for community, economic and environmental recovery and reconstruction following the disaster events of November 2010 to February 2011. **(文章が既にできている)**

**The plan is our best effort to represent the diverse cross section of views in the communities we represent, and we submit it for your consideration and support.**

## 2.2 Background

**<Insert map of locality> (地図の挿入場所も決まっている)**

Describe the location/nature of the population (地域概要)

Summarise the industry or infrastructure in the locality. (産業と社会基盤)

## 2.3 Initial Response (緊急対応)

Summarise the actions undertaken during the immediate response.

## 2.4 Current Situation (現状のまとめ)

Summarise impact assessments that have been conducted and recovery completed/undertaken to date.

## 3.1 Overview of the Local Plan

May include:

Scope (概要)

Intent (目的)

Goals (目標)

Guiding Principles (原則)

Key themes and priorities (主計画と優先順位)

Sub-plans (関連計画)

(these may be useful for local governments whose areas are complex or contain distinct communities and towns)

Risks (実行を妨げる要因の検討)

## 3.2 Process undertaken to develop this plan

### 計画策定過程の説明

Describe the overall process taken to develop this plan, including the community engagement strategy implemented. Explain the consultation processes employed, decisions and outcomes and the involvement of stakeholders. This should include any processes **where stakeholders were not consulted**, or where they were consulted but inputs were not provided.

### 3.3 People involved in preparing this plan

#### 計画策定にかかわった人と組織

- 1) List all **Local Community Recovery and Reconstruction Committee**/ Local Government members.
- 2) List any community groups, networks, and organisations that have contributed to the plan.
- 3) List local industry, businesses and community service organisations who contributed.
- 4) Name supporting staff or organisations.
- 5) Where applicable or practical, list or attach the names of community members who have participated in the development of this plan.

### 3.4 The Community Recovery and Reconstruction Committee (地域復旧・復興委員会)

The Community Recovery and Reconstruction Committee will comprise (list the members of the community involved in the Recovery and Reconstruction Committee who will participate in the development, implementation and monitoring of the Local Plan, it could include):

(委員会の構成メンバーも決めてある)

#### **4.1 Impact Assessment (復興計画の事前影響評価)**

It is essential that an assessment of the recovery and reconstruction requirements be conducted as soon as possible after the impact of the event.

#### **4.2 Priority Recovery and Reconstruction Needs (優先順位)**

Complete the table in this template, or capture this information in a locally developed format.

For clarity, the table may be divided to indicate different towns and communities within the local government area, however all projects must be prioritised in a single order of priority, with 1 being the highest.

#### **4.3 Key Local Recovery and Reconstruction Issues (社会・経済・環境影響に係る重要事項の記述)**

Define any key issues and their social and/or economic and/or environmental impact.

## 4.4 Key Local Resource Assistance

### (コストの分担内訳)

Outline the resource assistance that has been **secured** from the following stakeholders to implement this plan:

連邦政府:	<b>Australian Government</b>
州政府:	<b>State Government</b>
市町村:	<b>Local Government</b>
産業・企業:	<b>Business and industry (local as well as elsewhere)</b>
地方組織:	<b>Community sector organisations</b>
地方団体:	<b>Local community groups, organisations and individuals</b>

Identify the additional assistance required to implement this plan (e.g. funds, resources, advice, relief etc).

# Local Plan Template

Priority (優先順位)			1
Issue or need (必要性)		問題と必要性を記述	
Project or initiative to address need (プロジェクトや事業主体の説明)		プロジェクトや事業主体を記述し、単なる修復か改善かを記述	
Support (このプロジェクトの支持者)		どこのだれが要求し、それは何人ぐらいか？	
Funding secured? Yes / No 。 Estimated Cost (資金提供者はあるか?)		資金のあてはあるのか？それは誰か？ 推計費用は？	
Who will implement the project (プロジェクトの推進者?)		誰が事業の遂行に責任を持っているか？	
Assessed Benefits (推計便益)	Community (受益者)	地域の便益とは何か？誰が何人便益を受けるか？	
	Economy (地域経済)	経済便益とは何か？誰が何人便益を受けるか？	
	Environment (環境)	環境便益とは何か？	
Supporting Information 関連情報	事業の場所、援助の必要性 開始時期、終了時期、利害関係者、 関係する小委員会		



## 日本とクイーンズランドの違い

第1:日本の復興庁のトップは野田総理大臣・平野復興大臣  
クイーンズランド復興庁はアンナ・ブライ州首相に指名された陸軍司令官(復興庁のトップは災害地域に近いほど良い。近ければ地域の事情も分かるし、地域の要請も届きやすい。

第2:クイーンズランドは災害復興を6分野に分けて、州計画を作り、市町村を指導しながら実行計画を作成した。その6分野は州の行政組織(各省庁)と直結しているため行政能力が高く、プロジェクトの調整予算の配分もスムーズである。  
それに対し、日本では被災して職員もろくにいない市町村に丸投げし、復興庁は上がってきた計画や事業の審査・選別をやるだけである。ワンストップサービスの原則で、県は棚上げされ県事業以外は相談程度で調整権限すら与えられていない。

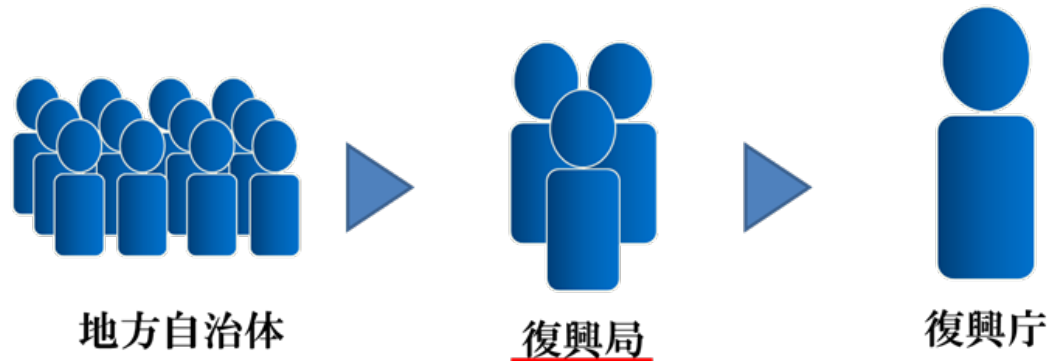
第3:クイーンズランドでは旧自治省(DLGP)のような州組織(非公式計画援助チームと呼ばれる)が市町村の復興計画、事業の実施計画を強かにサポートしている。この非公式援助チームにはDLGPだけでなく、社会省、経済発展雇用省、環境資源省などの専門家も参加している。

日本ではそういったシステムがないため、実情を知らない、行政・予算のシステムを理解しない、自称「都市計画家」の人たちが勝手に協力し、予算を無視した非現実な計画を作成し、混乱をきたした。

さらに復興の基本方針では前記のように県の指導・調整を拒み権限を復興庁に集約したが復興庁は人数も限られ、極めて弱体であった。

困った自治体は非公式に東北地方整備局、東北農政局、東北経済産業局などと個別に相談することとなり極めて非効率なことになっている

### 復興局の体制(日本政府)



・復興局(宮城県)	24人
・東北地方整備局	2000人
・東北農政局	200人
・東北経済産業局	200人

・復興局の人手が少なく思える  
・窓口が多く存在する

#### 第4： 前記の分野横断計画（ Cross-cutting planning ）

雇用・経済発展省（ DEEDI ）と復興庁が共同議長で利害の対立するプロジェクト間の問題を明確にし、計画・実施を調整する。

日本においてはそうした組織もシステムもない。

第5： 州計画には2013年末には復興は終了するとされている。そして、そのとき残った仕事は通常の州の組織の仕事に移管されるとされている。

従って、プロジェクトの終了後、何かの問題が生じても、担当部局も責任も明確にされており、住民に不安はない。

日本においては復興事業と通常の業務が切り離されているため、事業完了後に復興庁が解散されると責任の所在が不明になる恐れがある。

#### 災害後1年（2012年3月末）の事業進行状況

進行状況	金額	億円
近いうちに契約がなされる事業	984.0	984.0
協議中の事業	546.3	546.3
工事中あるいは契約済み	3,394.5	3,394.5
完了、引き渡し済み	3,898.3	3,898.3
総計	8,825.1	8,825.1

100万豪ドル

第6： 最も大きな違いは市町村による様々な復興計画に対する指針であろう。

復興庁は詳細なテンプレート付きの事業形成の指針を用意している。これは先に述べた通りである。指針の内容は簡潔かつ完璧であり、非常に明快で扱いやすいように見える。更に指針は改訂・改善の方法まで用意しており、必要なときはいつでも変更できる。

我が国ではそのような指針は全くない。その結果、現在提出されている市町村の復興計画はその形も内容もバラバラで比較しようもない。

また、計画には事業の優先順位も事業によって期待される効果の記述もない。驚くべきは事業の費用推計も行われていないことである。

## 6. 結論

日本の実態と比較して、組織もシステムもクイーンズランドの方が遙かに優れていることは明らかである。

私は日本の政府や当時の菅内閣が無能であったとは思わない。また霞ヶ関の官僚たちが優秀であることにも何の疑問も持っていない。

最大の違いは統治のシステムの違いであると考え

日本における都道府県は中央政府に深く依存しており、復興計画を立案する組織も人員も能力も十分でない。大規模な被災をした市町村にあっては更に深刻であり、そこに立案の第一権限を与えたことに大きな問題がある。

復興の基本方針: 第1ページ

(ii) 東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。

しかし、それでは何処に任せれば良かったのか？

たぶん、最善はクイーンズランドと同様に政府組織に直結した十分大きな縦割り組織で国の出先機関(地方整備局、農政局など)を全面的に組み込み、そこに県や市町村の関係者を入れた組織であろう。

それにしても、法律的バックアップもなく、計画指針など事前の準備もないにわか組織が十分に機能する保証はない。

すなわち、現在の我が国の統治機構では  
この種の大規模災害に対応できないということである。

もし、道州制が実現しており、東北州が(新潟を含む)7県で構成され、東北地方整備局、東北運輸局、東北農政局、東北経済産業局、東北財務局が(オーストラリアのように)州政府に合体しておれば、クイーンズランドのようにいち早く復興計画が策定され実行に移されていたに違いない。

=>もちろん、復興計画の指針・テンプレートなどが用意されていないことは、組織のまえに、行政や大学の研究者の怠慢である。

# 道州制の背景

人口減少・高齢化 ⇒ 市町村が合併しないとやっていけない。  
⇒ 市町村で高齢化対策をやりたい  
合併 ⇒ 市町村減少(秋田県:25)、分権  
県の意味が減少  
業務・予算の複雑化・重複 ⇒ 責任が分からなくなっている。

グローバル化 ⇒ 外交、安全保障、経済 ⇒ 国の仕事が増えている。  
⇒ 首相がいちいち被災地に行ったりしていると、上記がおろそかになる  
国の仕事が多く、選挙公約も多すぎて、選択を誤る。  
政治家も考える暇がない。(長妻大臣) ⇒ 地方分権

道州制は国と地方の役割を整理し、**国と地方、双方の行政力を強化**する。⇒ 今は両方とも力がない。

# 市町村合併・広域的課題の増大

**行政力の強化、地方分権**をめざし市町村合併が進んだ。市町村合併は都道府県行政の権限移譲を可能にしている。

政令指定都市の増加、中核市の指定もさらに都道府県の権限の空洞化に寄与している。

**交通基盤整備、観光**などで広域連携が必要となる。

物産展などは協力＝アンテナショップも協力(上海、バンコク)

**港湾は競争**＝>企業の物流最適化は県を超える。

物流企業データベースの公開を嫌がる＝>県の調査

45Fコンテナの普及＝>仙台港に協力したくない

航路拡大も協力しない。

国土形成計画広域地方計画協議会も代理出席が多い。

社会資本整備基本計画＝>各県の長期計画の縮刷版

**計画の調整は妥協が必要**

＝>霞が関への陳情は、できなくても国のせいにはできる。



## 1.2 市町村合併の背景

### ① 地方分権の推進

各地域が個性ある多様な行政施策を展開するには、一定の規模と能力(権限、人材、能力)が必要である。

### ② 少子高齢化の進展

市町村が提供するサービスの水準を確保するためには、ある程度の人口の集積が必要である。

### ③ 広域的な行政需要の増大

人々の日常生活圏が拡大するに伴い、現在の市町村の区域を越えた行政需要が増大している。

### ④ 効率的行政改革の推進

国・地方を通じて、極めて厳しい財政状況にある中、国・地方とも、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められている。

以上の背景から基礎自治体である市町村の**行財政基盤を強化**する必要があり、そのための必要な手段として市町村合併が進められている。現在の**市町村数は1,719**(H24.10)であるが、更に合併を進めて**1,000**位にしようという案と約**300**に集約しようという2案が現在ある。

# 国の仕事と広域行政の仕事

## 自由民主党の政策集

教育、子育て⇒地方に任せたほうがよい

災害復旧⇒総理大臣がいちいち現場に行ったら、行政・外交などが停滞する。

I . 復興と防災	18
II . 経済成長	22
III . 教育・人材育成、科学技術、文化・スポーツ	29
IV . 外交・安全保障	37
V . 社会保障・財政・税制	42
VI . 消費者、生活安全、法務	52
VII . エネルギー	54
VIII . 環境	57
IX . 地方の重視・地域の再生	61
X . 農林水産業	66
XI . 政治・行政・党改革	71
XII . 憲法・国のかたち	74
索引	76

財政・金融政策

原発の基本方針のみ

TPPなど基本方針

こんなに出来ない！ やる必要もない！

市	州	国
① 福祉関連 ○ 社会福祉 ○ 児童福祉 ○ 老人福祉(健診、保健) ○ 保育所 ○ 介護	① 警察 ② 公共事業 ○ 河川(治水、ダム) ○ 道路、橋 ○ 通信基盤 ○ 空港整備・維持 ○ 港湾整備・維持 ○ 農業・農村整備 ○ 下水道	① 国際公共財 ○ 国防 ○ 外交(経済協力・通商政策を含む)
② 消防(含む救急)	③ 環境保全 ○ 産業廃棄物収集・処理 ○ 旧国有林野事業 ○ 公害対策	② 国民基盤サービス ○ 年金 ○ 医療保険 ○ 雇用保険 ○ 生活保護 ○ 文化財保護
③ 保健衛生 ○ 伝染病予防、結核対策 ○ 生活廃棄物収集・処理 ○ 医療(病院・救急医療) ○ 保健所	④ 災害復旧・危機管理	③ ルール設定・監視 ○ 外国人労働者、出入国管理 ○ 検察、刑務所 ○ 全国統一基準・規格 ○ 司法(裁判所) ○ 治安維持(日本版FBI) ○ 金融システム(含通貨発行)
④ 教育文化 ○ 小学校 ○ 中学校 ○ 高等学校 ○ 幼稚園 ○ 図書館	⑤ 労働・雇用対策 ○ 能力開発、職業安定 ○ 雇用・労働組合対策	④ 調査研究 ○ 高等基礎研究 ○ 全国統計調査
⑤ まちづくり ○ 公園 ○ 都市計画 ○ 街路 ○ 住宅		
⑥ 公害対策		
⑦ 戸籍・住民基本台帳		

# 道州制推進連盟案

# 組織の漸進案

## 大前案：地方議会

最初は、府県がいくつか集まった『連合議会』を発足させる。そこで現行の行政と地域の発展を議論していく。はじめは行政上の権限は持たないが、徐々に国会が持っている立法権の一部を県ではなく、この議会に移す。

次に〈州〉レベルの予算を州議会で検討する。県民税や市民税を統合し、国税を廃止した後の法人税や消費税の扱いを考える。少しずつ地方へと徴税権を移していく。

次は現行の府県を廃止する。府県の持っている権限は〈州〉あるいは市に委譲する。こうしたステップは、たとえば『10年で完了する』と最初に決める。

## 平松(守彦：元大分県知事)案：官僚組織

国の出先機関である通産局、財務局、地方建設局、農政局、運輸局などを束ねて、九州であれば「九州府」をつくり、トップには公選の「九州府長官」を置く。

そして中央官庁の権限をまずそこに移譲し、国家予算もブロック別に分けて、九州にかかわるものは九州府におろす。そして九州府長官と各県知事が協議しながら、九州における予算配分を決め、県を超えた広域的な問題を調整していく。

さらに、九州府をEC議会にならって、各県の婦人代表、教育界や経済界の代表、市町村や議会の代表など、人口比に従って各県から5～10名の代表で構成する「九州議会」を設置する。

# 大前・橋下 II 道州制構想

これが「大阪都構想」を  
実現するための具体策だ！

基盤ごとに三位一体  
(目的・使命、財源、人材育成)で  
先行的に実施する

## 産業基盤→道州

大阪都は京都と合併「本京都」  
→関西全域の「関西道」へ

### 目的

世界のホームレスマネーを  
呼び込む産業政策

産業基盤の整備、土地利用の法制度、企業誘致

### 財源

付加価値税で税収を確保する

- 関西道 GDP(約 80 兆円)の税率：  
5%で 4 兆円、10%で約 8 兆円  
(関西道の資産税収は約 4 兆円、  
資産+付加価値税収 8 兆～ 12 兆円)
- 大阪都 GDP(約 38 兆円)の税率：  
5%で約 1.9 兆円、10%で約 3.8 兆円

### 人材育成

高等教育により、世界で稼ぐ  
能力のある人材を育成

- 大学は高等職業訓練所と割り切る
- 大学は「4 年間」でなくていい  
(訓練期間は職種によって異なるため)
- 必須科目は「英語」「ファイナンス」  
「IT」「リーダーシップ」

## 生活基盤→基礎自治体(コミュニティ)

大阪都(886 万人)は一自治体  
30 万人で約 30 の基礎自治体に

### 目的

安全・安心な街づくりを行う

- 警察、消防、地域医療、義務教育など

### 財源

資産税で税収を確保する

- 資産税収：約 1 兆 8830 億円  
(全資産の 1%)
- 大阪都の「非金融固定資産+  
純金融資産」は約 188 兆円と試算

### 人材育成

「高校の義務教育化」  
「18 歳を成年とする」

- 社会人として立派に通用する  
教育を、義務教育として高校卒業  
まで基礎自治体が責任を負う
- 高校(義務教育)卒業した 18 歳成年  
に投票権、飲酒、運転等の社会人の権利  
を与える。納税、刑罰等の責任が発生する

ホームレスマネーを呼び込むために  
必要となる中央からの権限委譲

- 土地利用・建築基準法などすべて  
道州に移管する
- すべての税を廃止して、道州に付加価値税、  
基礎自治体に資産税を割り当てる
- 高等教育を道州、義務教育を基礎自治体が行う  
(全国一律の教育を担う文部科学省が不要)

# 経済的自立・中央省庁

## 大前構想:

道州は、「経済的に自立できる単位」とはいつでも、実際には補助金や交付金による国からの援助を断ち切り、道州間の財政調整も最低限に抑え、原則的にすべてを自前でやりくりしていく組織となる。きびしい競争と自助勢力を強いられるわけだ。

## 橋下演説:

言葉が悪くなりますが、今すべての地方は霞ヶ関に「隷属」している。予算と権限を握っているのが霞ヶ関である以上、彼らのやり方に従わざるを得ないのです。

自分たちが使う自分たちのお金は、いつでも自分たちが持っていなければなりません。お金は、人に預ければいつの間にかなくなってしまう。

これから大阪をはじめ、すべての地方は霞ヶ関から予算と権限を奪いに行くべきです。そのために都道府県という区分けを再構築し、より大きな「道州制」という枠組みを形成し、国に対して税源移譲を迫り、本当の意味での地方分権を勝ち取るべきなのです。

# 地方交付税はどうするか？

日本維新の会が道州制を前提に、  
「地方交付税の廃止」と「消費税の地方税化」を主張

**西ドイツの例**：「ある州の税収は豊かだが、ある州の税収は不足している、という事実があっても、過不足を補填し合うことはない。

その結果どうなったか。産業が興りにくい貧乏な州は(略)最初のうちは**失業者が増え、平均賃金も下降した**が、そのうちに会社や工場が逆に進出してくるようになった。労働力が余っていて、しかも賃金が安く、労働意欲もあるという環境が企業にとってだんだん魅力的なものになってきたのだ。

一方、それまで豊かだった州は失業率が低いという環境が高賃金を招き、労働意欲の低下も目立ちはじめ、出ていく企業も多くなった。

このようにして10年、20年が過ぎてみると、いつの間にか税収の格差が縮まって、もっとも多い州と少ない州の差がわずかに数パーセントというバランスのとれた状況になってきている。」

(『新・大前研一レポート』講談社)

**200%の賃金格差(pppベース)に我が国は耐えられるか？**

**賃金: 神奈川/高知 = 1.5    物価: 1.09**

# 国土形成計画（H20-7）のめざした道州制

国土形成計画が道州制を目指していたか、いなかったかは定かでない。  
しかし、少なくとも、私は関係者の一人として、広域地方計画においてもそれを強く意識していた。

最大の理由は**生活圏の広域化と経済のグローバル化＝大前構想**

人々の生活圏は市町村の範囲を大幅に超え、行政の境界が地域の発展の妨げとなってきた。

経済のグローバル化は地域からの直接の情報分析・発信の必要性を高めているが、**府県の規模は小さく、専門的知識を持つ職員の配置が困難**である。

加えて、今回の震災においても被害も大規模・広域に渡り、**府県の行政・計画の能力を超えている。**



# 広域地方計画区割り

- ① 東北圏
- ② 首都圏
- ③ 北陸圏
- ④ 中部圏
- ⑤ 近畿圏
- ⑥ 中国圏
- ⑦ 四国圏
- ⑧ 九州圏

注1) 北海道及び沖縄県は広域地方計画の対象外。ただし、隣接する広域地方計画区域には参加することが可能。

注2) 分科会・合同協議会について、日本海と太平洋の両海洋の活用等も含めた構想や区域にまたがる共通課題を協議するために設置。

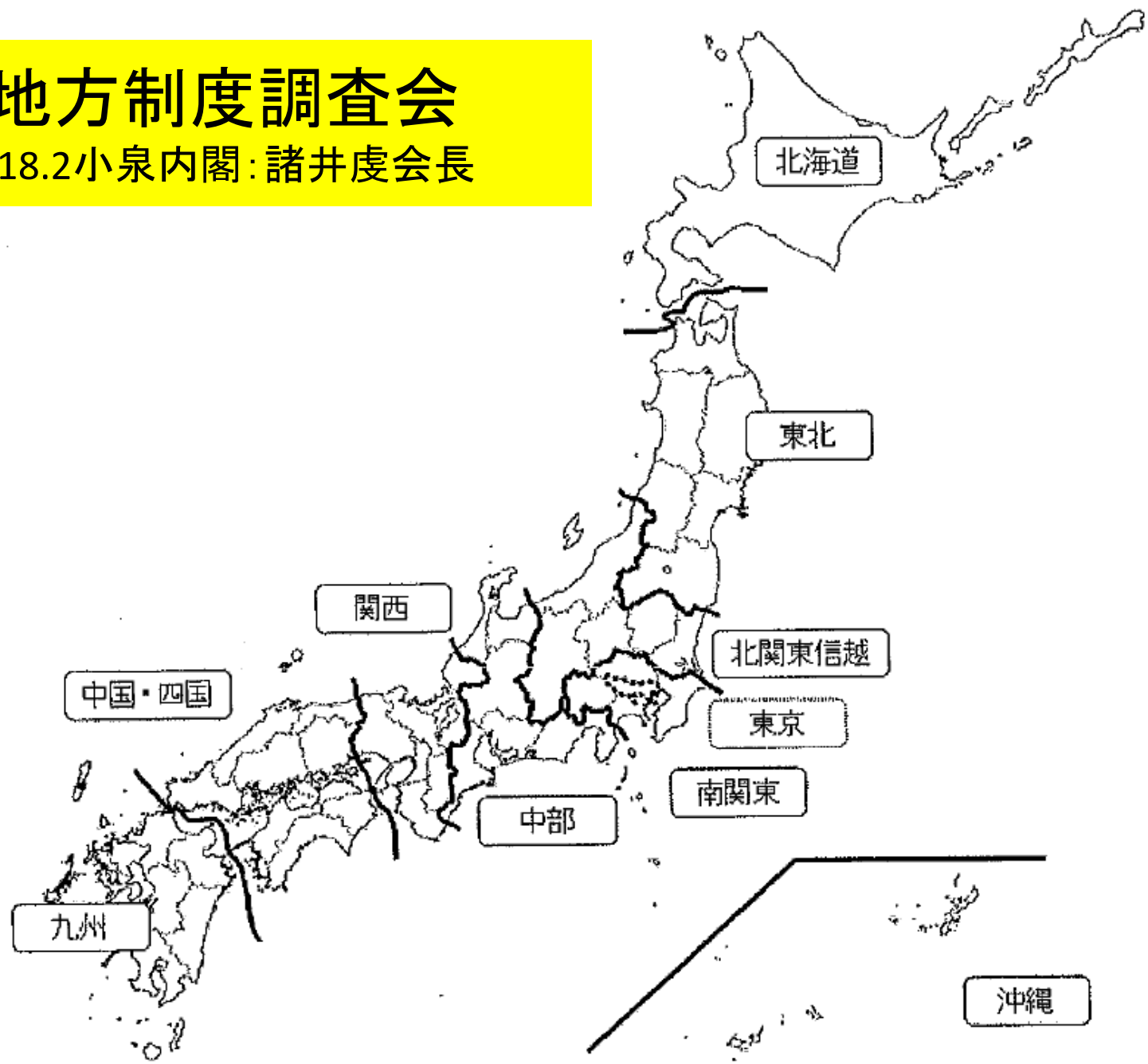


# 道州制推進連盟案<sub>H19.1</sub>

州	現都道府県名	人口(万人)	総生産(億円)	歳出額(億円)
北海道	北海道	562.7	195,043	26,144
東北	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島	963.2	324,196	44,356
北陸信越	新潟、富山、石川、福井、長野	773.2	292,598	39,605
北関東	茨城、栃木、群馬、埼玉	406.8	466,922	40,795
南関東	千葉、神奈川、山梨、東京都下	981.7	530,534	71,491
東京特別	東京23	848.3	836,303	26,546
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	502.0	637,069	46,746
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	89.1	789,118	70,571
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	767.3	281,375	35,030
四国	徳島、香川、愛媛、高知	408.4	133,925	21,070
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	334.9	434,859	53,762
沖縄特別	沖縄	136.0	35,755	5,798
全国		12756.8	4,957,722	481,934

# 地方制度調査会

H18.2小泉内閣：諸井虔会長



# 道州制を進めるために

国土形成計画の大義は**地方分権の推進**にある。  
広域地方計画は道州制の枠組みを決めるブロック単位であるため、多くの議論がなされた。

総務庁を中心に市町村合併は進んできたが、その合併も十分ではなく、まだ住民の生活圏よりはるかに小さい自治体が多数存在する。

また、道州制にするには市町村の数が多すぎる。(オーストラリアの最大のNSW州の自治体数は151)

## 東北7県の基礎自治体数

	市	町	村	計
青森県	10	22	8	40
秋田県	13	9	3	25
岩手県	13	16	5	34
山形県	13	19	3	35
宮城県	13	21	1	35
福島県	13	31	15	59
新潟県	20	6	4	30
計	95	124	39	<b>258</b>

これでは、  
首長会議も  
開催できない！

半分ぐらいにしたい。

# 広域地方協議会は機能しなかった

## 理由

1. 東北7県、2市で広域計画づくりに熱意があったのは3県1市のみ  
(会議に首長自ら出席せず、代理の局長が出席)
2. 自分たちが作れば自分で優先順位をつける必要がある。  
全プロジェクトに良い顔はできない。
3. 陳情行政の方が楽。プロジェクトの優先順位を決めるのは国  
自分たちに責任はない

## 結果(H21.8)

広域地方計画は各県計画の寄せ集めとなった

# 道州制・各党の主張

## •民主党

•地域主権改革を進める / 地域主権推進大綱を着実に実行し、中長期的な視点で道州制を検討

前向きだ。政府がまとめた「地域主権推進大綱」では、道州制について「検討も射程に入れる」としている。

## •自民党

•道州制基本法の早期成立

「道州制基本法案」も策定するなど具体的な準備を進めている。党内の道州制推進委員会は、「全国に10程度の道州を設置」し、政府の権限を委譲するプランを打ち出している。

## •日本維新の会

•道州制に移行 / 自治体首長と参院議員の兼職禁止規定を廃止 / 消費税の地方税化

日本維新の会の目玉政策。中央集権を打破して地方分権を進め、最終的には道州制を実現させるとしている。課税権を含めた地方への権限移譲を進める方針だ。

# 終わりに

## オーストラリアの教訓から

1. 組織の違い(州と県の違い)
2. 復興庁の組織と権限の違い
3. 市町村支援の制度の違い
4. 縦割り調整の違い
5. 事業継承体制の違い
6. テンプレートの存在

テンプレートや優先順位評価=>それぞれの立場で出来ることはたくさんある。

## 道州制の議論から

賛成であれ反対であれ、遅かれ早かれ、道州制への移行は実施されると考える。

そのために、いま我々は何を考えなければならないか？  
それぞれの立場で議論を重ね、来るべき統治機構に対応していただきたい。